

訴えの提起の件（詐害信託取消し等）

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

詐害信託取消等請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 東京都港区元赤坂一丁目7番13号

株式会社タイキホーム（以下「被告タイキホーム」という。）

代表者 代表取締役 梅野 剛

東京都中野区在住者（以下「被告中野区在住者」という。）

東京都新宿区在住者（以下「被告新宿区在住者」という。）

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の趣旨

(1) 合同会社T I K（以下「T I K」という。）が被告タイキホームとの間でした平成28年9月8日付け札幌市南区定山溪温泉西3丁目78番の土地（以下「本件土地」という。）に係る不動産管理処分信託契約を取り消す。

(2) 被告タイキホームは、本件土地について、札幌法務局南出張所平成28年9月30日受付第21300号をもってなされた所有権移転登記及び信託登記の各抹消手続をせよ。

(3) T I Kが被告中野区在住者及び被告新宿区在住者との間でした、平成28年9月8日付け本件土地に係る不動産管理処分信託契約上の受益権の譲

渡契約（平成28年9月28日付け）を取り消す。

(4) 被告中野区在住者及び被告新宿区在住者は、本件土地について、札幌法務局南出張所平成28年10月14日受付第22670号をもってなされた受益者変更登記の抹消手続をせよ。

(5) T I Kが被告中野区在住者及び被告新宿区在住者との間でした、平成28年9月8日付け本件土地に係る不動産管理処分信託契約上の委託者の地位の譲渡契約（平成28年9月28日付け）を取り消す。

(6) 被告中野区在住者及び被告新宿区在住者は、本件土地について、札幌法務局南出張所平成28年11月8日受付第24906号をもってなされた委託者変更登記の抹消手続をせよ。

(7) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

## 5 訴え提起の理由

札幌市南区に所在するホテル（以下「本件ホテル」という。）の土地及び建物を所有する株式会社USCS（以下「USCS」という。）は、平成16年から市税を滞納し、現在も法人市民税、固定資産税、事業所税及び入湯税に係る約2億7000万円（平成30年8月8日現在）の滞納市税及びこれに係る延滞金（以下「滞納市税等」という。）が未納のままであるが、USCSは、実質的支配者である被告中野区在住者の指示の下、複数の法人を利用して財産を隠匿し、本市の滞納処分を幾度となく妨げてきたところである。

上記の複数の法人の1つであるT I Kは、USCSから本件ホテルの運営を委託され、平成24年11月から本件ホテルを運営していたところであるが、本市は、平成28年7月の税務調査により判明した本件ホテルの事業実態等を踏まえ、それまでUSCSに課税していた事業所税をT I Kに課税することが適当であると判断した。本市は、T I Kに自主的な事業所税の申告納付を促してきたものの、T I Kがこれに全く応じなかったことから、同年10月4日、T I Kに対して地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の58第2項の規定に基づく事業所税の決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。しかし、T I Kは、本市から事業所税の申告納付を促さ

れ、申告納付を行わなければ本件処分を行う旨の予告を受けるなど、自らに事業所税が課される高度の蓋然性を認識しながら、同年9月8日、本件土地について受託者を被告タイキホームとする信託に供し、同月28日には当該信託に基づく委託者及び受益者たる地位を被告中野区在住者及び被告新宿区在住者に譲渡した。

上記の信託に関する一連の行為は、T I Kの財産を逸出させて債権者を害する詐害信託等である。T I Kは、現在、本件土地の他に差押え可能な財産を有しておらず、これまでも本件処分により課税された事業所税2725万7400円を全く納付しようとしなかったばかりか、信託に関する権利関係をいたずらに複雑化させて本市による滞納処分を回避しようとしており、以上のような詐害信託等を放置することは、本市の今後の税務行政に重大な支障を及ぼすことになる。

よって、上記の信託に関する一連の行為を詐害信託等として取り消し、T I Kに本件土地の所有権を戻した上で本件土地を差し押さえ、T I Kの滞納市税等の回収を行うため、本件訴えを提起する。

## 6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

(理 由)

詐害信託取消し等の訴えを提起するため、本案を提出する。